

# 名古屋港管理組合公報

平成25年 7月12日

(金曜日)

第 519 号

## 目 次

○措置通知の公表 .....	1
○名古屋港審議会委員の任免 .....	3
○職員の採用 .....	3

## 監 査 公 表

### 監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成25年 7月12日

名古屋港管理組合監査委員 高橋正子  
同 西川洋二  
同 鈴木邦尚

平成25年監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、過支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室、総務部、建設部</p> <p>イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室、総務部、港営部</p>	<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 企画調整室 過支給については、平成25年 2月26日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>総務部 過支給については、平成25年 1月23日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、周知を徹底し、庶務事務システム誤入力を防止するとともに、各申請の確認に努めていく。</p> <p>建設部 過支給については、平成25年 3月27日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、周知を徹底し、庶務事務システム誤入力を防止するとともに、各申請の確認に努めることとする。</p> <p>イ 企画調整室 過支給については、平成25年 2月 4日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>総務部 未支給及び支給不足については、平成25年 1月30日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p>

<p>(2) 注意事項          〈財産管理事務〉          備品の管理について、備品出納簿等に記載してあるが、現物のないものや件数の合わないものがあり、また、廃棄済み物品や故障し使用できないものが見受けられた。定期的に現物を確認し、不用なものは速やかに返納手続きを行うなど、適正に管理されたい。          該当箇所 企画調整室、総務部、港営部、建設部</p>	<p>港営部          過支給については、平成25年 1月28日に戻入の措置を講じた。          今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>(2) 注意事項          〈財産管理事務〉          企画調整室          廃棄済み物品は、会計管理者に返納の措置を講じた。定期的に現物を確認し、適正な管理に努める。</p> <p>総務部          現物のない物や、件数の合わないもの、故障して使用できないものは、会計管理者への返納等の手続きを進める。          定期的に現物を確認し、物品を適正に管理する。          会計管理者に返納された物品のうち、使用可能なものは、有効活用に努める。</p> <p>港営部          現物のないものや故障し使用できないものは、会計管理者に返納等の措置を講じた。          今後の防止改善策として、定期的に現物を確認し、適正な管理に努める。</p> <p>建設部          廃棄処分決定後も配置されていた備品について、一部は返納の措置を講じた。その他についても速やかに適正な手続きを取るものとする。          今後の防止改善策として、備品の確認を定期的に行い、不用となった備品は速やかに返納の手続きを行うこととする。</p>
--	---

平成25年監査公表第2号分  
 (公益財団法人名古屋みなと振興財団)

監 査 結 果	措 置
<p>注意事項          廃棄済み物品の廃棄手続きがされておらず、備品台帳と物品の不一致が見受けられたので、注意されたい。</p>	<p>注意事項          廃棄済みの物品について、財団法人名古屋みなと振興財団(現：公益財団法人名古屋みなと振興財団)から、平成25年 3月 1日付けで本組合に対して備品返納届が提出された。          今後、事由が発生した都度、速やかに本組合に報告するよう指導した。</p>

(ホームックス株式会社)

監 査 結 果	措 置
<p>注意事項          ア 事業報告書において、管理業務の実施状況報告等に誤った記述が見受けられたので、注意されたい。          イ 植栽管理において、一部に計画水準を満たしていない箇所があったので、業務執行の際には水準を満たすよう十分配慮されたい。</p>	<p>注意事項          ア 管理業務の実施状況報告等においては、月次報告書の内容を確認し、事業計画の内容に沿った報告書を作成するよう指導した。          イ 植栽管理の業務執行においては、計画水準を満たした管理を実施するよう指導した。</p>

## 審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

久保田 浩 文 (6月11日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

久野 浩 平 (6月24日)

黒川 節 男 (6月24日)

## 雑 報

新	旧	氏 名
企画調整室理事 (総合調整担当)	新規採用	北 山 齊 (7月1日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

